

審議会等の会議録			
会 議 の 名 称	平成24年度 第1回座間市景観審議会		
開 催 日 時	平成25年3月27日(水) 15時00分～17時00分		
開 催 場 所	座間市役所5階 5-1会議室		
出 席 者	加藤会長 吉田副会長 澤田委員 大沢委員 谷田委員 小林委員 天白委員 葛西委員 (欠席) 渡辺委員 大塚委員 吉川委員		
事 務 局	関田都市部長 森田次長兼都市計画課長 中里副技幹兼都市計画係長 小山主査 山田技師補		
公 開 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	なし
非公開・一部公開した理由	_____		
議 題	報告事項 第1号 景観法第16条届出状況 第2号 景観重要公共施設の制定の進捗状況 その他 ・鈴鹿長宿特定景観計画地区の敷地分割された分譲住宅等について ・市道5号線について		
資 料 の 名 称	第1号 景観法第16条届出状況 第2号 景観重要公共施設の制定の進捗状況 その他 ・鈴鹿長宿特定景観計画地区の敷地分割された分譲住宅等について ・市道5号線について		
会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等	次 長 それでは、定刻より若干早いですが、ただ今から座間市景観審議会を開催させていただきます。 本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、有難うございます。 それでは、座間市景観条例施行規則第14条第5項の規定に基づきまして、本日の委員さんの出席状況について報告をさせていただきます。 ただ今の出席委員は、11名中8名で定足数(2分の1以上の出席)に達しております。従いまして、本日の審議会は成立いたします事を報告させていただきます。 それでは、ただ今より座間市景観審議会を進行させていただきます。始めに、都市部長より挨拶をさせていただきます。 都市部長 (あいさつ) 次 長 ありがとうございます。 それでは、これより審議会へ移らさせていただきますが、本審議会は、座間市協働まちづくり条例第12条の規定に基づき、会議の全部又は、一部を公開することとされておりますので、ご了承をお願いします。 次 長 続いて、本日の配布資料の確認をさせていただきます。(配布資料確認) 恐れ入りますが、部長は他に所用がございますので、ここで退席させていただきます。		

次 長 会 長	<p>これからの議事進行につきましては、座間市景観条例施行規則第14条第4項に基づき、議長を加藤会長にお願いいたします。</p> <p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>それでは、これより議題に入ります。次第にありますように報告事項2件ございます。まず、報告事項第1号「景観法第16条届出状況」について事務局の報告を求めます。</p>
	<p>それでは、報告事項第1号景観法第16条届出状況について説明させていただきます。</p>
	<p>お手元の資料の1ページ目をご覧ください。まず、景観法第16条の届出ですが、これは、良好な景観形成のための行為の制限を行うということで、座間市景観計画では、高さ15mを超える建物、建築面積1,000㎡を超える建物、開発行為につきましては、区域面積2,000㎡を超えるものが対象になります。鈴鹿長宿特定景観計画地区につきましては、延べ床面積10㎡を超える建築について対象としています。</p>
	<p>つづきまして、景観法第16条に基づく届出状況ですが、お手元の資料に平成20年度から平成24年度までの届出の件数並びに変更命令及び勧告の件数を記載しております。平成24年度につきましては、景観計画区域8件、特定景観計画地区1件、合計9件の届出がありました。</p>
	<p>この届出に対する変更命令及び勧告はございませんでした。</p>
	<p>つづきまして、お手元の資料2ページ目をご覧ください。</p>
	<p>ここでは、既に景観法第16条の届出が提出されている建物のうち、今年度、建設が完了した建物の位置図について紹介させていただきます。</p>
	<p>青丸が景観計画区域届出箇所6件、黄丸が鈴鹿長宿特定景観地区届出箇所3件合計9件になります。</p>
	<p>まず、はじめに、青丸の景観計画区域届出箇所6件について紹介させていただきます。</p>
	<p>お手元の資料3ページ目をご覧ください。</p>
	<p>まず①の内容ですが、所在地は、相模が丘5丁目719番地で開発区域面積は1,580.69㎡、階数は5階建ての共同住宅で、高さは15.5m、建築面積は、726.5㎡となります。</p>
	<p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p>
	<p>建築物の色彩は小豆色とクリーム色の2色を基本とし落ちついた色彩ですが、立体駐車場が目立ってしまった形になっております。</p>
	<p>次に②の内容ですが、所在地は、広野台2丁目4958番地で開発区域面積は109,755.62㎡、階数は5階建ての倉庫で、高さは35.5m、建築面積は、26830.86㎡となります。</p>
	<p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p>
	<p>色彩は白色を基本とし、敷地内には所々に緑化が図られ景観に配慮したデザインとなっています。</p>
	<p>次に4ページ目の③の内容ですが、所在地は、小松原1丁目5199番地で開発区域面積は、33,776.23㎡、階数は3階建ての倉庫で、高さは23.63m、建築面積は、1,349.37㎡となります。</p>
	<p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p>
	<p>建築物は敷地の奥に配置して、道路側から目に付きにくく、色彩は白色を基本としています。</p>
	<p>次に④の内容ですが、所在地は、小松原2丁目5266番地で開発区域面積は4,141.68㎡、階数は2階建てのスポーツクラブで、高さは8.34m、建築面積は1,349.37㎡となります。</p>
	<p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p>
	<p>色彩は紺色を基本とし、敷地内には所々に緑化が図られ、壁面利用広告物も白色を使用し景観に配慮したデザインとなっています。</p>
	<p>次に5ページ目の⑤の内容ですが、所在地は、ひばりが丘4丁目6284番地で開発区域面積は、1,808.58㎡、階数は3階建ての工場で、高さは19.1m、建築面積は、1,127.5㎡となります。</p>
	<p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p>
	<p>工業地域で、周囲も工場が密集している地域です。建築物の色彩はクリーム色を基本とし落ち着いた色になっています。</p>
	<p>次に⑥の内容ですが、所在地は、入谷1丁目398番地で開発区域面積1,887㎡、階数は、1階建ての店舗で、高さは8.5mで建築面積は、</p>

事務局	<p>1,012.55 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p> <p>建築物の高さは、低めで、ゆとりある配置です。色彩はクリーム色を基本とし、周辺建築物等と調和のとれたデザインとなっています。</p> <p>以上が景観計画区域内の届出のあった概要です。</p> <p>6件とも座間市景観形成基準に適合し、変更命令及び勧告はありませんが、①の建物のように、前面道路から建物を見たとき、立体駐車場が目立ってしまった場合に関しては、今後、開発の指導などを行っていく時、公園緑政課と緑化の配置スペースなどについて相談し景観に配慮したデザインとなるように努める予定です。</p> <p>つづきまして、6ページをご覧ください。</p> <p>ここでは、鈴鹿長宿特定景観計画地区届出箇所3件について紹介させていただきます。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>まず①の内容ですが、所在地は、入谷1丁目3537番地で敷地面積は206.04 m<sup>2</sup>、用途は、専用住宅になります。高さは、8.248mで建築面積は、70.66 m<sup>2</sup>、延べ床面積は、130.68 m<sup>2</sup>となり、屋根の形態は勾配屋根となっています。</p> <p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p> <p>色彩は、白色と灰色を基本とし、周辺環境に調和した落ち着いた色調になっています。</p> <p>次に②の内容ですが、所在地は、入谷1丁目3537番地で敷地面積は125.14 m<sup>2</sup>、用途は、専用住宅となります。高さは、6.83mで建築面積は、63.37 m<sup>2</sup>、延べ床面積は、79.48 m<sup>2</sup>となり、屋根の形態は、勾配屋根となっています。</p> <p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p> <p>色彩は白色と小豆色を基本とし、周囲との調和が図られています。</p> <p>最後に③の内容ですが、所在地は、入谷1丁目2923番地で敷地面積は490.01 m<sup>2</sup>、用途は、農業用倉庫となります。高さは、2.735mで建築面積及び延べ床面積は、17.56 m<sup>2</sup>となり、屋根の形態は、片側勾配屋根となっています。</p> <p>右側に記載してありますが、現況写真でございます。</p> <p>母屋の付属施設の物置で、色彩は白色しで、既存母屋と同じ色調となっています。</p> <p>以上が鈴鹿長宿特定景観計画地区内の届出のあった概要です。</p> <p>3件とも座間市景観形成基準に適合し、変更命令及び勧告はありません。</p> <p>以上で、報告事項第1号景観法第16条の届出状況の説明を終わります。</p>
議 長	ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等
委 員	ございますか。
事務局	今回の建設が完了した建物のうち工場との兼ね合いの中で、当初の建築計画と協議によって、変更が生じた所はあったのでしょうか。
事務局	特に変更はありません、変更があった場合には、開発の指導要綱の中で景観に関しても協議しています。
議 長	資料の3ページ目の①の共同住宅に関しても当初から前面道路の部分に立体駐車場を配置する計画だったのでしょうか。
事務局	当初から前面道路の部分に立体駐車場を配置する計画でした。
議 長	生垣や目隠しフェンス等を設けても良かったのではないかと。
事務局	今後は頂いた意見を参考に、より良い景観を目指していきたいと思
事務局	います。
委 員	当該地の前面道路は狭く、建物が覆いかぶさっているような場所なので、緑地の指導はなかなか難しいので、出来るとしたら、生垣の設置
委 員	についての指導であろうと思います。
委 員	周辺環境に配慮するように指導を行っているという説明がありましたが、
事務局	今回の資料には周辺の様子を写した写真が無いので、今後は、建設が完了した建物以外の写真も入れて頂ければ、分かりやすいと思いました。
事務局	また、緑化についてですが、前面道路部分に高木を植える指導は行った
事務局	のでしょうか。
事務局	周辺の環境を写した写真は後日報告させていただきます。

事務局 緑化については、開発の指導要綱の中で、緑地面積に対して高木、中木、低木の本数が決まっています。

委員 敷地の面積に対する緑化面積(緑化率)はどのくらいなのでしょう。景観の指導に関しては、どうなのでしょう。

事務局 現状は、各課個別に指導を行っているので今後は内部でも調整を図り指導を行っていきたいと考えています。

議長 景観に関しては、全体を網羅して指導を行って頂きたいと思います。先ほどから議論されている緑化率についてですが、ただいま配布させて頂いた座間市開発指導要綱をご覧ください。

事務局 座間市開発指導要綱の41ページの第8条緑化率、植栽等をご覧ください。

500㎡未満の開発区域面積に対しては、区域区分は一律、緑化率は3%になっております。

500㎡以上3,000㎡未満の開発区域面積に対しては、区域区分、近隣商業地域及び商業地域に対しては、緑化率は3%、近隣商業地域及び商業地域以外の市街化区域に対しては、緑化率は10%、市街化調整区域に対しては緑化率15%になっております。

3,000㎡以上5,000㎡未満の開発区域面積に対しては、区域区分、区域区分、近隣商業地域及び商業地域に対しては、緑化率は3%、近隣商業地域及び商業地域以外の市街化区域に対しては、緑化率は15%、市街化調整区域に対しては緑化率25%になっております。

5,000㎡以上の開発区域面積に対しては、区域区分、近隣商業地域及び商業地域に対しては、緑化率は3%、近隣商業地域及び商業地域以外の市街化区域に対しては、緑化率は20%、市街化調整区域に対しては緑化率30%になっております。

また、緑化率については、景観計画、景観条例の中で規制できないという面もあります。

また、景観形成基準と勧告基準については、条件に基づいて制限を定めております。

緑化が少ない場所に対して勧告するというのは、条件上も定めておりませんので、景観形成基準の中で、緑化の配置について指導している中で、事業者にも協力をして頂いているのが現状です。

景観法、景観条例で規制すべき内容と都市計画法や建築基準法で規制すべき内容と違う面もありますので、景観計画の中で、景観形成基準に基づいて、行政指導しているのが現状でございます。

委員 4ページの④のスポーツクラブに関しては、壁面利用広告物に関しては、指導してこのような形態になったのか、それとも、偶然このような形態になったのか、また、5ページの⑥に関して、クリエイトの完成後の屋外広告物はどのようになっているのか。

事務局 スポーツクラブに関しては、事前に指導しています。

議長 ドラッグストアに関しては、景観形成基準に適合した看板となっております。

委員 ダイジェスト版の緑化の量については、指導要綱で指導をしているが、道路側からの景観については、読めない部分もあるので、景観は人の目線から見るものなので、当然、道路側に緑化をして頂きたいと感じました。

もし読めないのであれば、ルールを改めて作る必要があると思います。

委員 資料の中で、クリーム色や赤色といった、表現をしているが、実際に指導をしている時は、マンセル値によって、判断しているので、今後は、マンセル値も入れて頂きたい。

事務局 今回の審議会の資料では、マンセル値は載せていませんが、届出の中では記載しております。

委員 また、写真に関しても、周辺の写真データも今回の資料には載せておりませんが、データはあります。

事務局 鈴鹿長宿の3件については、本当に周辺の街並みとマッチしていると言えるのか、座間市は、緑と坂道と屋根という表現があるが、屋根の色はどうなっているのか。

委員 色に関しての基準に関しては変更命令基準の中の色彩の基準において、壁面については、マンセル値の基準の中で審査をしています。

事務局	<p>屋根の基準は定めておりません。 また、景観形成基準の中では、落ち着いた色調になるように基準を定めております。</p>
委員	<p>基準の中の指導ではなく、緑と坂道と屋根というコンセプトの中、街全体として、都市計画を考えるべきではないのか。</p>
議長	<p>ダイジェスト版の景観形成基準の配置計画（1）の緑化については、全く守られてなく、全体的に基準があいまいである。</p>
事務局	<p>また、鈴鹿長宿は昔ながらの街並みを形成している場所なので、もっと強い指導が出来れば良いと考えます。</p>
事務局	<p>景観計画の中での景観形成基準については、地元の人達との合意の基に定めたもので、あいまいな表現が多々ありますが、今後ガイドライン等を作る必要性を痛切に感じておりますので、検討して行きたいと思っております。</p> <p>また、資料の鈴鹿長宿内の届出箇所③の農業用倉庫に関しては、都市計画法の生産緑地地区の中に作った建物になりますので、周囲が農地ということで、あえて、生垣等の設置の指導はしていません。</p> <p>色彩につきましても、届出にかんしては、マンセル値を記載して提出して頂いております。</p> <p>その中で、景観形成基準、勧告基準には、該当していないという形で事務処理を行っております。</p>
委員	<p>また、街全体の景観を考える上では、個々の地区にガイドラインを設けて行きたいと考えております。</p> <p>ガイドラインを作るうえで、住んでいる人達が景観に対しての意識を持ってもらわないと、ガイドラインの意味がないので、作る際は、地元の意見を大切にしていきたい。</p>
事務局	<p>鈴鹿長宿に関しては、都市計画課として、まちづくり管理協定を地元と結んでいるので、ガイドラインを作る際は、鈴鹿・長宿区域街づくり協定運営委員会と協議をしながら検討して行きたいと考えております。</p>
議長	<p>続きまして、報告事項第2号「景観重要公共施設の制定の進捗状況」について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項第2号景観重要公共施設の制定の進捗状況について説明させていただきます。</p>
事務局	<p>お手元の資料1ページ目をご覧ください。まず、はじめに、平成23年度の内容ですが、平成23年度は、座間市景観計画の景観重要公共施設の指定の方針に基づき、市内の15箇所の公共施設を候補として選定し、良好な景観資源、要素となる公共施設について重要度A、B、Cのランク付けを行いました。A、Bにランク付けた公共施設について平成24年度以降景観重要公共施設の制定に向け事務を進めています。</p> <p>また、昨年の審議会より提案された、キャンプ座間一部返還予定地に接している富士山公園、大坂台公園は、現況調査を行い、重要度をBとしました。</p> <p>別紙の資料—1をご覧ください。</p> <p>両公園ともに、都市公園の中の近隣公園として、位置づけがされています。</p>
事務局	<p>今後、キャンプ座間の一部返還後、その跡地に、大坂台公園及び富士山公園と一体となった公園施設を作る計画があるので、その際に改めて、景観重要公共施設の候補として検討をしていきます。</p> <p>それでは、1ページ目にお戻りください。</p> <p>次に、平成24年度の景観重要公共施設の制定に向けた進捗状況について説明させていただきます。</p> <p>今年度は、施設管理者である、市道路課及び公園緑政課、また、神奈川県が景観行政担当と、景観重要公共施設の制定方法及び制定基準等について協議を行いました。</p> <p>協議した内容について簡単にまとめたものがお手元の資料になります。</p>
事務局	<p>まず、近隣市に跨る道路や河川などの広域的施設の景観重要公共施設の制定には、各市町村により、景観に対する考え方が異なるため、市町村間で景観形成の基準等についての調整が必要になります。</p> <p>次に、国及び県が管理する河川や道路、公園等の公共施設については、組織体系上、協定の締結等の協議事務の手続きが複雑になります。</p>

事務局 最後に、商店街の道路や、市民で維持保全活動を行っている道路や緑道等地域に密着し、日常生活に直接関わっている公共施設については、市民意見等を取り入れながら制定していくことも考えられます。

以上が協議内容になります。

次に、市内の公共施設管理者及び神奈川県景観行政担当との協議を基に、A、Bにランク付けた各公共施設の状況について説明させていただきます。

まず、相武台前駅周辺南口市道5号線に関しては、市管理施設のため担当者と協議を行い、早期に景観重要公共施設の制定が可能な施設となっております。

また、市道5号線は商店街の道路で、地域住民等とバリアフリーや道路の整備方法等について協議を重ね平成25年度道路改良工事を行う予定です。景観重要公共施設の制定についても、相武台南口商店会や地元住民の方と協議を行っています。

2ページ目をご覧ください。

さがみ野駅周辺市道13、14号線に関しては、市管理施設のため担当者と協議を行い、早期に景観重要公共施設の制定が可能な施設となっております。

また、道路内の植樹帯や、緑地帯を地元有志で維持管理を行っている施設となっております。今後、制定に向け有志団体のさがみ野やすらぎ街づくり委員会と協議を行う予定です。

次に、仲よし小道（ビバホーム～さがみ野）に関しては、先ほど説明させて頂いた、さがみ野駅周辺の市道13号線にあたる部分なので制定の内容に関しては、同様の内容になりますので、割愛させていただきます。

次に、仲よし小道の相模が丘地区ですが、こちらも、市管理施設のため担当者と協議を行い、早期に景観重要公共施設の制定が可能な施設となっております。

また、緑道の再整備を、市と地元有志と協働で行っている施設となっております。今後、制定に向け有志団体の新生さくら道の会と協議を行う予定です。

次に、鈴鹿長宿美化実施道路、水路に関してですが、こちらも、市管理施設のため担当者と協議を行い、早期に景観重要公共施設の制定が可能な施設となっております。

また、地元有志団体が、歴史、自然的特性を生かした街並を維持、保全するための活動を行っている地区になり、今後、制定に向け市民団体の鈴鹿・長宿区域街づくり協定運営委員会と協議を行う予定です。

次に、芹沢公園に関してですが、こちらも、市管理施設のため担当者と協議を行い、早期に景観重要公共施設の制定が可能な施設となっております。

また、既にほぼ整備が完了している施設のため、今後、施設管理者と協議を進めていく予定です。

次に、かみが沢公園に関しては、こちらも、市管理施設のため担当者と協議を行い、早期に景観重要公共施設の制定が可能な施設となっております。

また、既に整備が完了している施設のため、今後、施設管理者と協議を進めていく予定です。

ここまでが、主に市が管理している公共施設の景観重要公共施設の制定に向けた制定方法となっております。

次に、谷戸山公園に関しては、施設管理者である、神奈川県と協定の締結等について調整が必要な公共施設となっております。

次に、都市計画道路座間南林間線（座架依橋～下宿交差点）に関しては、広域的な施設のため、近隣市と景観形成の基準等についての調整及び施設管理者の神奈川県と協定の締結等についての調整が必要な施設となっております。

また、圏央道建設により景観が大きく変化したため、重要度についても再度検討が必要だと考えております。別紙の資料-2をご覧ください。

平成23年秋に撮影した写真と平成25年冬に撮影した写真を比較しますと、圏央道建設により、座架依橋から厚木市側の眺望が大きく変化し、良好な景観形成に支障が生じております。

後程、ご意見を伺います。

事務局	<p>3ページにお戻りください。</p> <p>次に、相模川に関してですが、こちらも、広域的な施設のため、近隣市と景観形成の基準等についての調整及び施設管理者の国や神奈川県と協定の締結等についての調整が必要な施設となっております。</p> <p>次に、目久尻川に関してですが、こちらも、広域的な施設のため、近隣市と景観形成の基準等についての調整及び施設管理者の神奈川県と協定の締結等についての調整が必要な施設となっております。</p> <p>次に、都市計画道路座間南林間線（下宿交差点～市役所北）に関しては、道路の整備時期が未定となっているため、整備時に改めて検討を行う施設となっております。</p> <p>次に、座間公園に関しては、市管理施設ではありますが、今後、公園を整備する計画があるので整備時に改めて検討を行う施設となっております。</p> <p>最後に大坂台公園及び富士山公園に関しては、先ほどの「資料-1」でも説明させて頂いた通り、市管理施設ではありますが、今後、キャンプ座間の一部返還後、その跡地に、大坂台公園及び富士山公園と一体になった公園施設を作る計画があるので、整備時に改めて検討を行う施設となっております。</p> <p>ここまでが、主に国や神奈川県が管理している公共施設の景観重要公共施設の制定に向けた制定方法となっております。</p> <p>最後に、平成25年度以降の予定についてですが、市が管理する道路や公園などの公共施設については、各施設管理者との協議により、早期に景観重要公共施設の制定が可能のため、相武台前駅周辺南口市道5号線、さがみ野駅周辺市道13,14号線、仲よし小道（ビバホーム～さがみ野）、仲よし小道（相模が丘地区）、鈴鹿長宿美化実施道路及び水路、芹沢公園、かみが沢公園について制定に向け作業を進めていく予定です。</p> <p>ここまでの流れを表したものが、4ページに表形式として記載しておりますので、ご参照ください。また、5ページに平成24年度の景観重要公共施設の指定の候補の位置図を記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上で報告事項第2号景観重要公共施設の制定の進捗状況の説明を終わります。</p>
議長	ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等ございますか。
委員	資料の1ページ目の平成24年度の関係機関協議の中で、地元と協議していくとあるが、これは非常に大切であり、近隣市に跨る道路や河川などについては特に重要である。
議長	広域的な施設に関しては、行政機関同士の連携は難しいので、市民運動などが起きると、実現しやすくなるのではないかと考えます。
委員	目久尻川に関しては、各市町村に川を綺麗にする団体があるので、そういった団体を活用することが、大切だと思います。
事務局	市民の活動から、可能性を見出していく事が大切であると思います。
委員	芹沢公園については、ほぼ整備が完了しているとあるが、今後変化していくのではないかと。
事務局	今後整備する所も含め、指定していきたいと考えております。
委員	芹沢公園の指定に関しては、整備部分も含め全体を管理するうえで、施設管理者と協議をしていくのか。
事務局	芹沢公園については、平成24年度から第4工区の用地取得事業を始めておりますので、まだ全面開園には至っておりません。
事務局	平成27年度を目標に整備をしていく予定です。
委員	また指定については、全面開園が無い中でも、公園自体を重要施設として、指定していきたいと考えております。
事務局	資料3ページの相模川について、「資料-2」に座架依橋から撮った写真があるが、厚木市側を撮るのではなく、座間市側を撮らないとダメではないか。
事務局	景観重要公共施設の定義がその公共施設を見て、景観上重要かというポイントと、その場所から見た景観がどうなのかというポイントの2種類があり、全体をみて、景観上重要かどうかを考えております。
委員	厚木市側の景観を考え、指導するのは、難しいと思うので、座間市側の景観をどうしていくべきか考えるのが重要ではないか。

委員	座間市の景観をやる上で、〇〇委員の意見も参考にした方が良く、また、厚木市側の圏央道に関しては、どうすることも出来ないので、今後、座間市側において、このような事にならないように、景観を考えるべきである。
事務局	ただいまの意見を参考に今後、景観形成に努めていきたいと思えます。
議長	続きまして、その他として事務局より2点ほど報告事項があります。事務局をお願いします。
事務局	その他については、2点ほど報告させていただきます。まず、最初に、鈴鹿長宿特定景観計画地区内の敷地分割された分譲住宅等について説明させていただきます。 資料の「その他-1」をご覧ください。 前回の審議会で意見がありました、大きな土地を分譲住宅等で分割し敷地が狭小になったり植樹や生垣が全く無くなってしまいう例について議論されましたが、今年度、昨年、建築された住宅等について再び確認をいたしました。 建築時には植樹等が全く行われていない敷地についても、外壁面脇や、雨水浸透スペースを花壇にしたり、プランターやポット苗を庭先に置いている所が多く有りました。 この事から、新しく入居された方々も植樹に対する意識があることが判りました。 また、敷地が狭小のため、全ての敷地で道路面は開放してあり、生垣をめぐらしている敷地はありません。 今後、景観重要公共施設を制定していくのと並行して緑化についての指導方法等について検討していきたいと思えます。 次に、相武台前駅南口市道5号線について説明させていただきます。 資料「その他-2」をご覧ください。 市民意見等を取り入れ制定していく予定の相武台前駅周辺南口市道5号線、さがみ野駅周辺市道13,14号線、仲よし小道（ビバホーム～さがみ野）、仲よし小道（相模が丘地区）、鈴鹿長宿美化実施道路及び水路の景観重要公共施設の候補4箇所のうち、来年度、道路課で改良工事を行う予定の市道5号線について、道路沿いの商店主や商店利用者の方々の意見を伺いました。 収集した商店会や地元住民の意見はお手元の資料に記載してある通りとなっております。 安全に歩行して買い物ができる街にしたい、道路のデザインは落ち着いた色彩にしたい、街路樹は落ち葉の処理に困る、植栽は、プランターなどを置いて花などを植えると美観が良くなる。など、様々な意見を頂きました。 現在、道路課で設計を行っている所ではあるが、これらの意見を集約し、今後、景観重要公共施設の制定に反映していきます。 以上でその他の報告を終わります。
議長	ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等ございますか。
事務局	「その他-1」については、昨年、建設時には全く存在していなかった、植栽について、今年度、再確認を行った写真の結果ですが、先ほど説明させて頂いた景観法第16条の届出の際に鈴鹿長宿のガイドライン作成と同じ内容になりますので、今後は、地元の住民の方々の植栽に関する意見を踏まえながら、検討して行きたいと思えます。
委員	「その他-2」の市道5号線については、まちづくりアドバイザーとして、1月の下旬に講義を行いました。
委員	市道5号線の整備内容だけではなく、商店街側からの視点もとらえたうえでの講義を行いました。 また、市道5号線の整備をきっかけにして商店街の方々に景観街並みについて考えてほしいと思えました。 また、鈴鹿長宿みたいな街並み以外でも、ちょっとしたルール等が作れば良いと思えました。
議長	これで、本日の報告事項は終了しました、ここからは事務局に引き継ぎます。
事務局	これをもちまして、本日の議題は、すべて終了いたしましたので、



事務局

審議会を終了いたします。  
本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

以 上